



「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」 の検討結果について

消防庁消防 • 救急課

1 はじめに

「市町村の消防の広域化*」については、消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づいて推進してきたところであるが、令和6年4月1日に設定した推進期限の到来が間近に迫っている。

近年の消防の広域化については、消防本部における自本部の消防力への認識はまちまちであり、その必要性を必ずしも感じていない消防本部も一定数あることに加え、消防力の流出等の懸念があることなどから、その進捗が鈍化している。この結果、一般論として消防本部の規模が大きいほど災害対応力が強化されるところ、依然として全国の消防本部の約6割が管轄人口10万人未満の小規模消防本部(以下「小規模消防本部」という。)となっている。

また、消防の広域化を実現するための下地となる「消防の連携・協力」についても、消防の広域化と同様に推進期限を令和6年4月1日までとしており、その類型の一つである指令の共同運用は多くの消防本部によって取り組まれている一方で、その他の類型は実施実績が低調となっている。

こうした状況にはあるものの、昨今、人口減少、災害の激甚化・多様化等、消防を取り巻く環境が著しく変化しつつあることから、消防力の維持・強化がこれまで以上に求められる。

消防庁では、これらの消防の広域化等の取組状況や消防を取り巻く環境の変化等を踏まえ、推進期限後における消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性、消防の広域化の促進方策及び消防の連携・協力の促進方策に関し検討を行うため、令和5年1月より、「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」を開催し、同年6月に報告書が取りまとめられたため、本誌ではその内容を紹介する。

※消防の広域化:2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。) を共同して処理することとすること及び市町村が他の市町村に 消防事務を委託すること。

2. 検討会の目的

人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く 環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化してい くため、消防の広域化推進期限(令和6年4月1日)後 における消防の広域化や連携・協力による消防力の維持・ 強化のための消防体制の構築の必要性、促進策等に関し 検討を行うもの。 ○検討会委員:12名(有識者、都道府県、市町村長、

消防局長)

※オブザーバー:全国消防長会

○検討期間:令和5年1月~同年6月

3. 検討会での検討事項

(1)消防の広域化等の必要性

(2)消防の広域化の推進方策

(3)消防の連携・協力の推進方策

4. 検討会報告書の主な内容

(1)消防の広域化等の必要性

人口減少が進むなか、特に小規模消防本部が中長期的にも現行と同程度の消防力を確保していくためには、十分な消防体制を確立する必要があり、また、各消防本部においては、将来的にも、平時の消防体制だけでなく、 大規模な自然災害等の発災直後から最低限の対応ができる体制を確保する必要性が高まっている。

具体的には、大規模な自然災害が発生した場合は、近隣の市町村等も被災しており、直ちに応援部隊が到着しない場合が考えられることから、応援到着前の初動体制の確保の必要性や、応援部隊との緊密な連携体制を構築することで、より効果的な災害対応活動を行うことが可能となることから、応援部隊との連携体制の構築の必要性が高まっている。

[表1 応援部隊受援時に必要な役割・人数(実例)]

平成30年風水害(緊急消防援助隊受援)

計19名

<災害対策体制(6名)>

- ■①指揮本部 5名
 - ・活動資料(案内図、傷病者情報等)の作成、活動会議の開催・消防応援活動調整本部、市災害対策本部、警察等関係機関との調整
 - ・宿営場所の決定、借用手続、給油場所の手配、弁当の手配
- ■②市災害対策本部 1名
- ■<mark>③消防応援活動調整本部(県庁) 0名</mark> ※電話等により連絡体制を確保することとしたもの

<緊急消防援助隊対応(13名)>

- ■④活動拠点 9名
 - ・3箇所の災害現場へ各1隊3名出動(指揮支援)
- ■⑤宿営場所 4名
- ・宿営場所の確認・準備
- ・出動支援





また、コロナ禍の教訓を踏まえ、平時の消防体制としても、感染症等に強い体制の確保が必要である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、各消防 本部では、必要な感染対策に努めてきたものの、その高 い感染力のためクラスターが発生した事例があった。

特に消防職員数 50 人以下の特定小規模消防本部の中には、感染者及びこれに伴う濃厚接触者が 10~30 名程度発生し、人員不足により消防体制が維持できず、他の消防本部へ応援を要請せざるを得なかった本部や分署を一部閉鎖せざるを得なかった本部があった。

これらを踏まえ、消防の広域化等の取組を引き続き推進することで、<u>平時及び大規模災害時における消防の広域化等の効果を発揮</u>し、消防力の維持・強化を図ることが必要とした。

「表2 平時・大規模災害時における広域化等の効果]

平時の消防活動における広域化等の主な効果

- ①現場到着時間等の短縮
- ②初動体制の強化
- ③活動要員の増強、業務の専門化・高度化
- ④組織の活性化
- ⑤経費削減

大規模災害時の消防活動における広域化等の主な効果

- ①本部規模の拡大に伴う部隊運用の柔軟化
- ②消防機能の高度化等
- ③出動部隊数の確保
- ④統一指揮下での部隊運用
- ⑤災害対応の経験・ノウハウの共有

(2)消防の広域化の推進方策

ア 消防の広域化推進の基本的考え方

近年、消防の広域化の実現状況が鈍化していることから、消防本部が広域化に対して抱える懸念への 対応策を講ずることにより、広域化の促進を図ることが必要である。

また、消防の広域化が進む地域においては、都道 府県や<u>地域の核となる中心的な消防本部の積極的</u> な取組が行われていることから、これらの取組の他 地域への横展開を図ることが重要である。

イ 広域化に対する消防本部の懸念への対応

消防庁が行った調査によると、広域化の検討にあたり消防本部が抱える懸念として「新たな事務負担の増」、「災害対応力の低下」、「広域化時に継続検討とされた事項に係る調整の負担」等がある。

「新たな事務負担の増加」は、広域化により新たに一部事務組合を設立する場合、組合運営に係る事務等が発生するため、特に事務にまだ慣れていない広域化直後の期間においては消防本部の負担が増加する懸念がある。

<増加する組合事務の例>

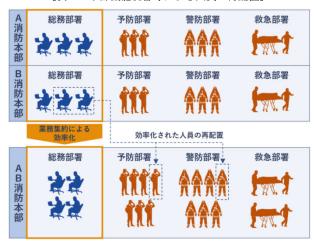
- · 人事管理(給与、手当、税金等)
- · 出納事務(支払処理、決算処理、資金運用等)

- 監查事務(例月出納検査、定期監査等)
- ・組合議会事務(定例会・臨時会の開催等)
- ・公平委員会事務(不利益処分に対する審査請求等)等

これに対しては、構成市町村からの一時的な人的 支援等が必要であり、消防庁においても、消防本部 の事務負担の増に対して支援することが望まれる。

一方、広域化による本部機能及び指令業務の統合 等により、人員効率化の効果も生ずるため、広域化 の効果を分かりやすく伝えることも必要である。

[表3 本部機能統合等による人員の再配置]

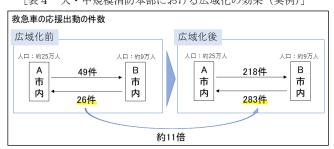


「災害対応力の低下」については、特に規模の大きい消防本部の一部から、広域化により消防力の流出が懸念されるとの声がある。つまり、規模の大きな消防本部から小規模な消防本部への出動が多く行われ、それにより規模の大きな消防本部の管轄区域で発生する災害対応に遅れが生ずるとの懸念である。

これについては、大・中規模消防本部にとっても、 現場到着時間の短縮や初動体制の強化といった効果を享受でき、住民に提供される消防サービスの向 上や1件当たりの消防職員の負担軽減につながっ ている事例も多い。

消防庁においては、規模が大きい消防本部にとっても、消防力の流出や災害対応力の低下を招くことなく、広域化の効果が認められている事例の紹介や、その他の効果、実績等の情報の提供を行っていくことで、消防本部における検討を促すことが望まれる。

[表4 大・中規模消防本部における広域化の効果 (実例)]







「広域化時に継続検討とされた事項に係る調整 の負担」については、広域化を実現した消防本部か ら、広域化前よりも、調整すべき相手方(構成市町 村)が増え、調整に時間を要するようになったとの 声がある。特に給与の統一や、負担金の調整等、広 域化前に調整が完了せず、継続検討とされ、引き続 き調整が必要となる場合に負担となっている。

これに対しても、広域化を実現した他の消防本部 の調整状況等の優良事例を横展開することによっ て、消防本部の懸念の解消に資するものと考えられ る。

ウ 消防の広域化の実現に至るまでの各主体に期待 される役割

都道府県は、特に広域化検討着手時において、域 内の消防本部の消防力を比較し、広域化を推進する 必要がある市町村を判断し、広域化の検討に向けた 働きかけを行うこと等の役割を担うことが期待さ れる。

広域化の具体的な検討過程では、関係する消防本 部間で協力しつつ進めることが基本であるが、検討 をより積極的に進めていくために、広域化を検討す る地域の消防本部の中から、地域の核として広域化 の検討を主導する消防本部として、当該消防本部の 同意の上、「中心消防本部」を設定することを可能と し、中心消防本部を中心に検討を進めることも一つ の選択肢とした。

中心消防本部に期待される役割は、広域化検討着 手時は、周辺本部と広域化の意向や消防現況の情報 交換等であり、広域化検討過程での役割は、事務局 として協議会等への職員の派遣や、広域化の手法・ 本部所在地の調整等、広域化後のあり方の具体的検 討を主導すること等が考えられる。

消防庁においては、都道府県や中心消防本部がそ れぞれ期待される役割を果たすに当たり、必要とな る情報の提供や財政措置を含めた支援を行うこと が望まれる。

消防本部(特に中心消防本部)、都道府県及び消防 庁の三者がそれぞれ期待される役割を果たすこと で、広域化の実現をより促進していくことができる ものと考えられる。

[表5 広域化実現までの各主体に期待される役割等]

ミュレーションの提示

(3)消防の連携・協力の推進方策

ア 消防の連携・協力推進の基本的考え方

効果が十分認識され実績もある指令の共同運用に ついては、引き続き促進していくとともに、未だ取 組が半数程度である、高度な運用(直近指令・ゼロ 隊運用*)の活用を促進していく。

その他の分野については、消防本部の取組状況を 踏まえ、既存の連携・協力の類型を消防本部のニー ズに応じて見直した上で、多様な類型の連携・協力 の取組を促進していく。

※直近指令:管轄区域に関係なく、現場に最先着できる隊に自動で 出動指令を行う運用

ゼロ隊運用:自消防本部において出動可能な隊が0になった場合、 共同運用している他の本部の隊に自動で出動指令を 行う運用

イ 消防の広域化につながる、連携・協力の多様な類 型のあり方

これまでの連携・協力の類型を、以下の7類型に 再編整理し、これらの取組を促進していくこととし た。

<新たな類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、資機材等の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調 査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救 助隊、NBC 災害対応隊等)の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥訓練の定期的な共同実施
- ⑦現場活動要領の統一

各消防本部が、必要に応じて、多様かつ複数の連 携・協力の取組を進めることで、「職員間のつながり、 意識の共有」、「広域的に消防事務を行うことの効果 の実感」等の、広域化の下地が積み重なっていき、 将来的な消防の広域化へ段階的につながっていく ことも期待される。

「表6 特殊な救助等専門部隊の共同設置例]









広域化検討着手 …都道府県が主要な役割

広域化検討過程 中心消防本部が主要な役割

(都道府県に期待される役割) (都道府県に期待される役割)

消防本部間等の意見調整

・調整が難航している本部間の調整会議の設定 等

(中心消防本部に期待される役割)

広域化後のあり方の具体的検討の主導 広域化協議会等へ職員を派遣 ・広域化の手法や本部所在地等の調整を主導 等

広域化後の円滑な事務の支援

広域化した本部に対する助言・支援等

(中心消防本部に期待される役割)

<u>広域化寺に糾糕売検討とされた事項に係る調整</u>・給与体系の統一等の継続検討・調整

広域化実現後

(消防庁に期待される役割)

(都道府県に期待される役割)

消防の広域化の機運の醸成

・消防本部の中長期的な消防力シ ・協議の場のコーディネート 等

周辺消防本部への呼びかけ

(中心消防本部に期待される役割)

周辺本部との広域化の意向や消防現況の情報交換 等

・都道府県や中心消防本部が上述の役割を果たすに当たり、必要となる情報の提供や財政措置を含めた支援を行うことが望まれる。





5. 今後の消防庁の対応について

消防庁は、本報告書を踏まえ、各地域における消防の 広域化や連携・協力の検討に資するために、今後、広域 化の優良事例の紹介や必要な情報の提供を行うとともに、 財政措置を含めた支援等についても検討を進めていく。

なお、令和5年度末までに市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正等を行う予定である。

6. おわりに

日々の消防・救急活動の中では、現場到着時間の短縮 や初動体制の強化の必要性を感じる場面は限定的であり、 各消防本部においては、組織運営の大幅な見直しや多数 の関係者との膨大な調整を要する消防の広域化や連携・ 協力に向けた検討に着手することに慎重にならざるを得 ないかもしれない。

しかしながら、将来に目を向けたとき、消防が地域・ 住民に対して果たすべき責任を十分に果たすことができ る体制を維持・確保していくことができるだろうか。

人口減少という静かなる有事において、全国的な人手不足が進む中、未来の消防を担い、地域・住民を守る人材を継続的に確保していかなければならない。高齢化の進展に伴う救急需要の増加等に十分対応可能な救急搬送体制を維持・確保していかなければならない。そして、大規模な自然災害が発生した場合には、迅速・的確な初動体制を構築し、域外からの応援と円滑に連携することで、住民の生命、身体及び財産を守らなければならない。

こうした消防に求められる要請に応えていくためには、 住民の視点に立って広域化の必要性を考え、検討を行う ことが重要である。

今後、人口減少・少子高齢化が着実に進んでいく中で、 いざ、困難に直面したときに初めて検討に着手するので は、遅きに失することになりかねない。

消防庁では、本報告書がそれぞれの地域において、将来にわたり住民の生命・身体・財産を保護するための体制に関する検討に着手するきっかけの一つとなるよう、必要な支援や取組を進めるとともに、今後も消防本部や地域の声に耳を傾け、時代に即した消防力の維持・強化のための消防体制の構築について検討していく。

注)本記事は、令和5年6月にとりまとめられた「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会報告書」をもとに、同年8月に執筆したものである。

(参考文献)

総務省消防庁 「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」報告書,2023年6月 https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-135.html